

青森県ソフトテニス連盟規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条** この連盟を、青森県ソフトテニス連盟と称する。
- 第 2 条** この連盟は、事務所を理事長宅に置く。
- 第 3 条** この連盟は、県内ソフトテニスの振興を図ることを目的とする。
- 第 4 条** この連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) ソフトテニスに関する各種行事の実施ならびに協力
 - (2) ソフトテニスに関する施設拡充ならびに調査
 - (3) ソフトテニス指導者の養成
 - (4) その他この連盟の目的を達成するために必要な事柄

第 2 章 組 織

- 第 5 条** この連盟は、県内のソフトテニス団体で組織する。

第 3 章 役 員

- 第 6 条** この連盟には、次の役員を置く。
会長 1 名 副会長若干名 理事長 1 名 副理事長若干名
常任理事若干名 理事若干名 監事 2 名、この連盟に名誉会長・顧問および参与を置くことができる。
- 第 7 条** 会長、副会長は、総会で選ぶ。
- ② 会長は、この連盟を代表し、会務を統括する。
副会長は、会長を助け、会長事故あるときは、職務を代行する。
- 第 8 条** 理事は、各所属団体から推薦し、理事長、副理事長、常任理事は理事の中から互選する。
- ② 理事長は、この連盟の会務を掌る。
- ③ 副理事長、常任理事および理事は、この連盟の会務を分掌する。
- 第 9 条** 監事は、総会で選び、会計を監査する。
- 第 10 条** 名誉会長・顧問および参与は、本県ソフトテニスの普及

および発展に功績のあった者、その他適当と認められた者の中から、役員会の推薦を経て、会長が委嘱する。

第 11 条 役員任期は 2 年とする。但し再任しても差し支えない。

② 補充役員任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 章 会 議

第 12 条 会議をわけて、総会と役員会及び常任理事会とする。

② 会議の議長には会長があたり、議事は出席者の過半数の決議を以て決する。可決同数の時は議長が決する。

第 13 条 定期総会は、毎年 4 月に開催する。会長必要と認めた場合、臨時総会を招集することができる。

② 定期総会では、次の事柄を審議する。

(1) 事業計画 (2) 規約の審議 (3) 役員改選 (4) 会計報告 (5) その他重要な事柄

第 14 条 役員会および常任理事会は、会長が招集し、この連盟の事業遂行について審議する。

第 5 章 会 計

第 15 条 この連盟の経費は、次にあげたものでまかなう。

(1) 負担金 (2) 大会参加料 (3) 寄付金 (4) その他の収入

第 16 条 この連盟の会計は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 17 条 この連盟の会計は、定期総会に報告し、その承認を得なければならない。

附 則

(1) この連盟は、日本ソフトテニス連盟青森県支部とする。

(2) この規約は、平成 4 年 4 月に改正し施行する。

(3) この規約は、平成 20 年 4 月に改正し施行する。

(4) この規約は、令和 3 年 4 月に改正し施行する。